

# 北海道教育委員会 公報

令和6年(2024年)  
3月25日(月曜日)

(号外)

## 目次

### 告示

- 令和7年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日について..... 1
- 令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について..... 1
- 教育職員免許状の失効について..... 25

## 告示

### 北海道教育委員会告示第26号

令和7年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

令和6年3月25日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日  
令和7年1月31日(金)
- 2 合格発表日  
令和7年2月17日(月)

### 北海道教育委員会告示第27号

令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

令和6年3月25日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領  
(北海道採用希望者向け)

北海道教育委員会

- 1 目的  
この実施要領による検査は、令和7年度(2025年度)採用予定の北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために実施するものです。
- 2 募集内容  
(1) 一般選考

受検区分	教科(科目)・採用予定数
小学校教諭	400名程度
中学校教諭	国語(40名程度)、社会(35名程度)、数学(40名程度)、理科(40名程度)、音楽(20名程度)、美術(15名程度)、保健体育(35名程度)、技術(20名程度)、家庭(15名程度)、英語(40名程度)
高等学校教諭	国語(25名程度)、地理歴史(地理・日本史・世界史あわせて10名程度)、公民(倫理・政治経済あわせて10名程度)、数学(25名程度)、理科(物理・化学・生物・地学あわせて15名程度)、保健体育(15名程度)、音楽(3名程度)、英語(35名程度)、家庭(5名程度)、情報(5名程度)、農業(生産・環境あわせて10名程度)、工業(機械・電気(電子・情報技術を含む。))・建築・土木・工業化学あわせて15名程度、商業(5名程度)、水産(2名程度)、看護(5名程度)、福祉(2名程度)
小学部	40名程度
	特別支援学校教諭小学部の区分で受検し、採用候補者名簿に登録

特別支援学校教諭	幼稚園部	となり、採用調整の希望のある者の中から、特別支援学校教諭幼稚園部に採用します。
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語あわせて40名程度
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、福祉あわせて40名程度
	自立活動(肢体不自由)	2名程度
養護教諭		80名程度
栄養教諭		15名程度

(2) 一般選考(地域枠)

受検区分	教科(科目)	採用予定数
小学校教諭		15名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	各教科2~3名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)

(3) 特別選考

選考区分	受検区分・教科(科目)	採用予定数
障がい者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
スポーツ・芸術特別選考	一般選考と同様 ※養護教諭及び栄養教諭の区分における募集はありません。	一般選考の採用予定数に含みます。
工業・水産特別選考	高等学校教諭 工業(電気通信)、水産(商船)	一般選考の採用予定数に含みます。
社会人特別選考	高等学校教諭 英語、工業、商業、水産、水産(商船)、看護、福祉 特別支援学校 自立活動(肢体不自由)	各教科1~2名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)
現職教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
登録辞退者等特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
期限付教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
退職教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
教職大学院修了者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
セカンドキャリア特別選考	教育職員免許状取得者	一般選考と同様
	教育職員免許状非取得者	若干名 (一般選考の採用予定数に含みません。)

- (注) 1 採用予定数は本要領作成時点のものであり、変更することがあります。  
 2 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の「情報」で出願する者は、採用後、「情報」を主に担当しますが、「情報」以外の所有免許状の授業を担当することがあります。  
 3 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。  
 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。  
 (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれ

かに該当するもの

ア 教員(教諭、養護教諭又は栄養教諭)以外の職にある者(実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等)で、教員となることを希望するもの

イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望する者

ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望する者

エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望する者

(2) 私立学校、道外の国立大学法人の設置する学校又は道外の公立学校の教員で、北海道の公立学校教員を希望する者

5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。

6 「北海道採用希望」と「札幌市採用希望」を重複して出願することはできません。

7 選考区分の併願

出願は、1種類の選考区分の選択とし、出願後の選考区分の変更は認めません。ただし、特別選考の出願後、審査の結果、特別選考の対象とならなかった者に限り、一般選考に変更することを認めます。

8 受検区分の併願

出願は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。ただし、次の場合に限り併願を認めます。

併願できる受検区分の組合せ	併願要件	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭小学部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状を所有していること(令和7年(2025年)3月31日までの取得見込みを含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併願を希望する場合は、Webエントリー時に「小、中、高と特別支援の併願希望」の設問で「有」を選択すること。</li> <li>・併願を希望する場合は、第1次検査で「専門検査(Ⅱ)」を受検すること。</li> <li>・一般選考(地域枠)及び各特別選考の受検者は併願できません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭中学部(同一教科(科目)に限る。)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭高等部(同一教科(科目)に限る。)</li> </ul>		

9 小学校又は中学校の特別支援学級の担当を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(Webエントリー時に「希望事項」の設問でその旨を入力してください。)

10 高等学校教諭又は特別支援学校教諭高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。

11 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。

12 特別支援学校教諭幼稚部は小学部の受検区分による選考となり、幼稚部のみの選考はありません。

### 3 受検資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者が受検できます。ただし、「社会人特別選考」又は「セカンドキャリア特別選考」は、(3)を満たしていない者も受検することができます。

(1) 昭和40年(1965年)4月2日以降に生まれた者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者

#### 【欠格条項】

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

(※禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は教員等になることができません。ただし、執行猶予の付いた刑については、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過することで教員等となる資格を回復します。)

イ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者

ウ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により

懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者を含む。) )

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次に掲げる受検区分に応じた受検資格を満たす者

なお、教育職員免許状取得者については、令和7年(2025年)3月31日までに取得見込みの者を含みます。

受検区分		受検資格
小学校教諭		小学校教諭の普通免許状取得者
中学校教諭		受検教科(科目)の中学校教諭の普通免許状取得者
高等学校教諭		受検教科(科目)の高等学校教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、高等学校教諭で募集する教科(科目)のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。
特別支援学校教諭	小学部	小学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者
	幼稚部	幼稚園教諭、特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭及び小学校教諭の普通免許状取得者
	中学部	受検教科(科目)の中学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者
	高等部	受検教科(科目)の高等学校教諭及び特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、特別支援学校教諭高等部で募集する教科(科目)のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。
	自立活動(肢体不自由)	特別支援学校(養護学校)自立活動教諭1種免許状(肢体不自由教育)取得者
養護教諭		養護教諭の普通免許状取得者
栄養教諭		栄養教諭の普通免許状取得者

(注) 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障がい種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。

- (1) 「特別支援学校(盲学校)教諭の普通免許状」とは、視覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (2) 「特別支援学校(聾学校)教諭の普通免許状」とは、聴覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (3) 「特別支援学校(養護学校)教諭の普通免許状」とは、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

4 選考区分

(1) 一般選考

対象者(資格要件)
受検資格を満たす者であれば、どなたでも受検できます。

(2) 一般選考(地域枠)

対象者(資格要件)	留意事項
小学校教諭又は中学校教諭(国語、社会、数学、理科又は英語)の普通免許状取得者で、日高、宗谷、オホーツク又は根室管内のいずれかに限って勤務できる者 ※原則として採用後4年間は、上記以外の管内で勤務するものとします。	出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等についてのレポートを提出することを要件として、第1次検査における教養検査を免除します。

(3) 特別選考

ア 障がい者特別選考

対象者(資格要件)	留意事項
各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者	第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮

<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳</li> <li>・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	<p>をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除します。</p> <p>点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、Webエントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、身体障害者手帳等の写しを出願時に提出してください。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	10	7	6	登録者数	4	1	1
区分	令和4年	令和5年	令和6年										
出願者数	10	7	6										
登録者数	4	1	1										

イ スポーツ・芸術特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>各受検区分(養護教諭及び栄養教諭を除く。)の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者</li> <li>・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者</li> <li>・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できる者</li> </ul> <p>※同一人につき出願は3回を限度とします。</p>	<p>出願書類により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	1	5	1	登録者数	0	4	1
区分	令和4年	令和5年	令和6年										
出願者数	1	5	1										
登録者数	0	4	1										

ウ 工業・水産特別選考

対象者(資格要件)	留意事項																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">高等学校 教諭 工業 (電気通信)</td> <td> <p>高等学校教諭 工業の普通免許状取得者で、第1級又は第2級総合無線通信士の免許を取得している者</p> <p>※水産に関する学科を設置する高等学校に採用予定</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">-----</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校 教諭 水産 (商船)</td> <td> <p>(1) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</p> <p>(2) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、3級海技士(航海又は機関)の免許を取得見込みの者</p> <p>※3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期</p> </td> </tr> </table>	高等学校 教諭 工業 (電気通信)	<p>高等学校教諭 工業の普通免許状取得者で、第1級又は第2級総合無線通信士の免許を取得している者</p> <p>※水産に関する学科を設置する高等学校に採用予定</p>	-----		高等学校 教諭 水産 (商船)	<p>(1) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</p> <p>(2) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、3級海技士(航海又は機関)の免許を取得見込みの者</p> <p>※3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期</p>	<p>証明機関の発行する資格証明書(開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は商船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査(I)を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	0	0	1	登録者数	0	0	0
高等学校 教諭 工業 (電気通信)	<p>高等学校教諭 工業の普通免許状取得者で、第1級又は第2級総合無線通信士の免許を取得している者</p> <p>※水産に関する学科を設置する高等学校に採用予定</p>																		
-----																			
高等学校 教諭 水産 (商船)	<p>(1) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</p> <p>(2) 高等学校教諭 商船の普通免許状取得者で、3級海技士(航海又は機関)の免許を取得見込みの者</p> <p>※3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期</p>																		
区分	令和4年	令和5年	令和6年																
出願者数	0	0	1																
登録者数	0	0	0																

	間を最大で令和9年(2027年)4月1日まで延長することができます。
--	------------------------------------

エ 社会人特別選考

	対象者(資格要件)	留意事項
高等学校 教諭 英語	次のいずれかの条件に該当し、かつ、通訳業務の実務経験が10年以上の者 1 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級取得者 2 TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)95点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) 3 TOEIC L&R/TOEIC S&W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1845点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。) ※TOEIC L&R/TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。	証明機関の発行する資格(技能)証明書(開封無効)及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査を免除します(受検教科が英語の場合、第2次検査の実技検査も免除します。) 受検する教科の教育職員免許状を取得していない者も受検することが可能ですが、教育職員免許状を取得していない者は、登録後、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。
高等学校 教諭 工業	次のいずれかの条件に該当する者 1 1級建築士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 2 技術士(機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門又は化学部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 3 技術士補(機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門又は化学部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が8年以上	特別免許状の取得には、次の全ての条件に該当する必要があります。 1 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 ※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。
高等学校 教諭 商業	次のいずれかの条件に該当し、かつ、実務の指導的な立場にある者 1 流通ビジネス分野 (1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が10年以上 (2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が10年以上 2 国際経済分野 (1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が10年以上 (2) 企業等における法律業務の実務経験が10年以上 3 簿記会計分野 (1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 (2) 会計業務の実務経験が10年以上 4 経営情報分野 (1) 情報処理技術者試験(ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験を除く。)に合	特別免許状の取得には、次の全ての条件に該当する必要があります。 1 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 ※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

	<p>格し、かつ、合格後の実務経験が3年以上</p> <p>(2) コンピュータ業務の実務経験が10年以上</p>
高等学校 教諭 水産	<p>次のいずれかの条件に該当する者</p> <p>1 1級船用機関整備士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上</p> <p>2 4級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が10年以上</p> <p>3 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上</p> <p>4 水産、商船又は工業(電気通信)の学位を所有し、かつ、学位取得後の関連業務経験が10年以上</p> <p>5 漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1~4と同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が10年以上</p>
高等学校 教諭 水産 (商船)	<p>次のいずれかの条件に該当する者</p> <p>1 1級又は2級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が1年以上</p> <p>2 3級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が3年以上</p>
高等学校 教諭 看護	<p>看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事した者</p>
高等学校 教諭 福祉	<p>看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事した者</p>
特別支援 学校教諭 自立活動 (肢体不自由)	<p>理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上の者</p>

オ 現職教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道及び北海道内の市町村以外の者が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に現に勤務する者で、令和7年(2025年)3月31日の時点において、出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務が引き続き3年以上となる者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>※正規教員とは、任用期限がなく、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	31	30	33	登録者数	19	23	23
区分	令和4年	令和5年	令和6年										
出願者数	31	30	33										
登録者数	19	23	23										

カ 登録辞退者等特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間に実施した北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の採用候補者名簿(北海道分)に登録された者のうち、登録又は採用を辞退した者</p> <p>※登録時と同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)に限ります。</p> <p>※必要な免許状を取得できなかった場合や、正当な理由がなく勤務地を限定した場合、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合などにより、採用候補者名簿から削除された者は除きます。</p> <p>※登録辞退者等特別選考に出願できるのは、一度の採用候補者名簿の登録につき一回のみです。</p>	<p>採用候補者名簿への登録状況等により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、実技検査を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	6	3	8	登録者数	5	3	7
区分	令和4年	令和5年	令和6年										
出願者数	6	3	8										
登録者数	5	3	7										

キ 期限付教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道教育委員会又は北海道内の市町村教育委員会(札幌市を除く。)に期限を付されて任用され、北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務実績がある者(期限付教員、産休代替教員又は育児休業代替教員をいう。)で、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに12月(1日でも勤務した月は1月とみなす。以下同じ。)以上の勤務実績がある者</p> <p>2 令和6年(2024年)4月1日から令和6年(2024年)5月31日までに1月以上の勤務実績がある者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の実技検査を免除します。</p> <p>なお、職歴証明書は、北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出が必要です。</p> <p>また、期限付教員とは、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者のうち、任用期限の有る者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>197</td> <td>208</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>60</td> <td>92</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	197	208	202	登録者数	60	92	94
区分	令和4年	令和5年	令和6年										
出願者数	197	208	202										
登録者数	60	92	94										

ク 退職教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項								
<p>過去に北海道教育委員会が任用する北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員であった者で、育児又は介護を理由に退職し、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務実績が引き続き5年以上となる者</p> <p>2 勸奨を受けて退職した者ではない者</p>	<p>人事記録により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>出願者は、Webエントリー時に「退職年月日及び退職理由」の設問で、退職年月日及び退職理由を入力するとともに、退職理由が育児の場合は子の生年月日、介護の場合は介護を必要とした期間を併せて入力してください。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4年	令和5年	令和6年	出願者数	—	3	4
区分	令和4年	令和5年	令和6年						
出願者数	—	3	4						

	登録者数	-	3	2
--	------	---	---	---

ケ 教職大学院修了者特別選考

対象者(資格要件)	留意事項
各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、教職大学院を修了している者又は教職大学院に在学中で令和8年(2026年)3月31日までに修了予定の者	大学の発行する証明書類により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。 教職大学院在学中の者が令和8年(2026年)3月31日までに修了できなかった場合は、採用候補者名簿から削除します。 教職大学院在学中の者は、教職大学院修了後の採用となります。

コ セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状取得者対象)

対象者(資格要件)	留意事項
各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、令和6年(2024年)3月31日までに、民間企業等における本採用(正規採用)職員としての勤務経験を3年以上有する者又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員としての派遣実績を2年以上有する者	勤務先の発行する職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の教養検査を免除します。

サ セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者対象)

対象者(資格要件)	留意事項
次のいずれにも該当する者 1 令和6年(2024年)3月31日までに、民間企業等における本採用(正規採用)職員としての勤務経験を3年以上有する者又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外教諭協力隊の隊員としての派遣実績を2年以上有する者 2 教育職員免許状を取得していない者、かつ、令和7年(2025年)3月31日までに取得見込みがない者	勤務先の発行する職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の教養検査を免除するとともに専門検査を実施せず論文検査を実施し、第2次検査の教科等指導法検査及び実技検査を実施せず、適性検査及び面接検査を実施します。 なお、本検査に合格後、令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までに、受検区分・教科に応じた教育職員免許状を取得する必要があります。当該免許状取得後の採用となります。(令和9年(2027年)3月31日までに取得できない場合は、名簿から削除します。) また、本検査に合格してから採用までの間、指導に係る各種資料の提供や教育職員免許状取得の進捗状況の確認などのフォローアップを実施します。 ※取得が必要な教育職員免許状は、「3受検資格」(3)の条件を満たす教育職員免許状です。

5 検査の方法及び内容

区分	選考区分												第1次検査免除者 注1	内容	
	一 般 選 考	地 域 枠	障 が い 者	ス ポ ー ツ ・ 芸 術	工 業 ・ 水 産	社 会 人 ( 教 員 免 許 取 得	社 会 人 ( 教 員 免 許 非 取	現 職 教 員	登 録 辞 退 者	期 限 付 教 員	退 職 教 員	教 職 大 学 院			セ カ ン ド キ ャ リ ア ( 教



実 技 検 査  注 6	保健体育 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部)	スケットボールードリブル及びシュート、バレーボールオーバーとアンダーによる連続直上トス)、柔道(二つの技(支え釣り込み足、大腰)の打ち込みと投げ及び技に応じた受け身)
	音 楽 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部) ※楽譜の持参可。 ただし、コピーしたもので、著作権を侵害するものは不可。	・ピアノ演奏 ・中学校歌唱共通教材のうち、当日指定された1曲の主旋律に平易な伴奏を付ける。 ・はじめに、中学校用教科書に記載されている調で演奏する。 ・次に、検査時に示された調に移調して演奏する。 ・歌 唱 ・コールキューブゲン(第1巻)No1.~No.41(原書番号)のうち、当日指定された1曲を歌う。
	英 語 (中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部)	・日常的なことの自由会話と英文を読み、内容について答える。

- (注) 1 令和7年度(2025年度)教員採用候補者選考検査の第1次検査を免除する旨、前年度の選考検査結果の通知時に北海道教育委員会から通知があった者(以下「第1次検査免除者」という。)は、同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)で受検する場合に限り、第1次検査を免除します。
- 2 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の地理歴史、公民、理科及び工業並びに高等学校教諭の農業については、受検科目にかかわらず教科共通問題とし、うち地理歴史、公民及び理科については受検科目により傾斜配点します。
- 3 受検区分が特別支援学校教諭の者(併願者で第2希望の受検区分が特別支援学校教諭の者を含む。)は、「専門検査(Ⅱ)」の受検が必要です。
- 4 障がい者特別選考対象者は、申出により、必要に応じて、「適性検査」を免除します。
- 5 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の地理歴史(日本史・世界史)、公民及び工業並びに高等学校教諭の農業については、受検科目にかかわらず共通問題とします。
- 6 障がい者特別選考対象者は、申出により、必要に応じて、「実技検査」を免除します。  
 スポーツ・芸術特別選考対象者及び社会人特別選考対象者(高校・英語)は、技能・実績等の内容に密接に関連する「実技検査」を免除します。  
 期限付教員特別選考対象者は、「実技検査」を免除します。  
 セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)対象者は、「実技検査」を実施しません。

6 資格等による免除措置

次の受検区分・教科(科目)を受検する者で、それぞれ「資格等の内容」欄に掲げるいずれかの資格等を有する者は、申請により「免除となる検査」欄に掲げる検査の免除の措置を受けることができます(「10 出願の手続」参照のこと)。

免除を申請する場合は、資格等による免除申請書を記入の上、証明書類とともに添付書類として提出してください。

なお、「証明書類」欄に掲げる資格を証明する書類により免除を申請した検査が免除となり、令和7年(2025年)3月31日までに当該資格の取得ができなかった場合は、受検すべき検査が未受検となることから、採用候補者名簿の登録を取り消します。

【一般選考・特別選考共通】

受検区分・ 教科(科目)	資 格 等 の 内 容	証 明 書 類	免 除 と な る 検 査
	・令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査		

<p>全 区 分</p>	<p>(教養検査) 合格者                  ※Webエントリー時に該当の有無を確認しますので、資格等による免除申請書の提出は必要ありません。                  ※当該検査の得点を本選考の教養検査の得点として使用します。                  ※当該検査の合格者であっても、本選考の教養検査を受検することは可能ですが、受検した場合は当該検査の得点を使用せず、本選考の教養検査の得点を使用します。</p>	<p>不要</p>	<p>教養検査</p>
<p>中学校教諭、                  高等学校教諭                  及び特別支援                  学校教諭中学                  部・高等部の                  英語</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級取得者</li> <li>・ TOEFL iBT (米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)95点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>・ TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W (一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1845点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。))を受検した者に限る。)</li> </ul> <p>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W については、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</p>		<p>専門検査                  (I)及び                  実技検査                  (英語)</p>
<p>高等学校教諭                  及び特別支援                  学校教諭高等                  部の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> </ul> <p>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</p>	<p>資格証明書                  (開封無効)                  又は資格を                  証明できる                  書類の原本                  若しくは写                  し</p>	<p>専門検査                  (I)</p>
<p>高等学校教諭                  及び特別支援                  学校教諭高等                  部の工業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> </ul> <p>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</p>		
<p>高等学校教諭                  及び特別支援                  学校教諭高等                  部の商業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日商簿記検定(日本商工会議所主催)1級合格者又は全経簿記検定(公益社団法人全国経理学校協会主催)上級合格者</li> <li>・ 税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者</li> <li>・ 公認会計士又は税理士の資格取得者</li> <li>・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> </ul> <p>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</p>	<p>資格証明書                  (開封無効)                  又は資格を                  証明できる                  書類の原本                  若しくは写                  し又は船舶</p>	
<p>高等学校教諭                  の水産</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</li> <li>・ 3級海技士(航海又は機関)の免許を令和7年(2025年)3月31日までに取得見込みの者</li> </ul>		

		職員養成施設課程修了証明書	
小学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人教職員支援機構が実施する令和6年度小学校教員資格認定試験を受験し、小学校教諭の普通免許状を取得予定の者</li> <li>※令和6年度小学校教員資格認定試験に合格できなかった場合は、採用候補者名簿から削除します。</li> </ul>	不要	教養検査 専門検査(I)

7 第1次検査の加点

次の受検区分・教科(科目)を受検する者で、それぞれの「資格等の内容」に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により、第1次検査の総合点(満点:教養検査40点、専門検査(I)100点、専門検査(II)100点)に加点します。ただし、加点の上限は合計で10点とします(「10 出願の手続」参照のこと)。

なお、「証明書類」欄に掲げる教育職員免許状取得見込証明書により加点申請したものの、当該免許状を取得できなかった場合は、免許状の取得に係る加点が無効となり、採用候補者名簿の登録が取り消される場合があります。

(1) 英語に関する加点(10点)

※「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、証明書類は1部で可)。

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員免許状(中学校、高等学校の英語)</li> <li>-----</li> <li>実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級以上取得者</li> <li>TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)72点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1560点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書  資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し
中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級取得者</li> <li>TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)95点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1845点以上取得者(令和4年(2022年)6月17日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

(2) 理科、数学、保健体育に関する加点(10点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部	・教育職員免許状(中学校、高等学校の理科)	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
	・教育職員免許状(中学校、高等学校の数学)	
	・教育職員免許状(中学校、高等学校の保健体育)	

(3) 海外勤務・留学経験者に関する加点(10点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部並びに中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	・在外教育施設等や海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者	勤務期間、勤務内容及び英語を使用した勤務であることが明記された証明書
	・海外の大学で2年以上の英語を使用した留学経験のある者	留学期間、留学内容及び英語を使用した留学であることが明記された証明書

(4) 青年海外協力隊派遣に関する加点(10点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	・独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員として、2年以上の派遣実績を有する者	青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書

(5) 英語以外の外国語に関する加点(5点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類	
全受検区分	・教育職員免許状(中学校又は高等学校の英語以外の外国語)	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書	
	・日本語教育機関の告示基準(平成28年(2016年)7月22日出入国在留管理庁策定)第1条第1項第13号の規定に該当する者	○大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	履修証明書及び卒業証明書等
		○大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	単位修得証明書及び卒業証明書等
		○公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者	合格証明書の写し
		○学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修(文化庁に当該研修について届出し受理された日本語教員養成研修実施機関等が実施する研修)であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者	受講証明書等

(6) 複数免許等所有者に関する加点(5点)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
中学校教諭 高等学校教諭	・中学校教諭の美術、技術、家庭の教育職員免許状 ・高等学校教諭の書道、情報、福祉の教育職員免許状	免許状の写し又は 教育職員免許状授 与証明書、教育職 員免許状取得見込 証明書
小学校教諭、 中学校教諭及 び高等学校教 諭	・特別支援学校(盲学校、 <sup>ろう</sup> 学校又は養護学校) 教諭の教育職員免許状	
全受検区分 (養護教諭及 び栄養教諭を 除く。)	・学校図書館司書教諭の資格を有する者	司書教諭講習修了 証書の写し

(注) 1 受検区分・教科(科目)以外に「資格等の内容」にある教科の免許状等を所有(教育職員免許状については取得見込みを含む。)する場合は加点の対象となります。

(例:受検区分・教科(科目)が中学校・社会である受検者で、中学校・美術の免許状を所有している場合は加点対象となります。)

2 複数の対象免許状及び資格を所有していても、当該区分による加点は5点となります。

(7) ICT活用指導力に関する加点(10点)

※ 「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、提出書類は1部で可。)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分 (養護教諭及 び栄養教諭を 除く。)	・情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者 ※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

8 検査日程

(1) 第1次検査 令和6年(2024年)6月16日(日)

ア 一般選考又は障がい者特別選考(令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者以外)

時間	内容	備考
9:30 ~ 10:10	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
10:20 ~ 10:30	検査上の注意・連絡	
10:40 ~ 11:40	教養検査(一般・教職)	
11:40 ~ 12:30	休憩	
12:40 ~ 13:40	専門検査(I)	
13:40 ~ 14:00	休憩	
14:10 ~ 14:50	専門検査(II)	受検区分が特別支援学校教諭(併願者を含む。)の受検者(選考区分等により免除となる者を除く。)

イ 一般選考又は障がい者特別選考(令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者)、一般選考(地域枠)、セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状取得者)

時間	内容	備考
11:40 ~ 12:10	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
12:20 ~ 12:30	検査上の注意・連絡	
12:40 ~ 13:40	専門検査(I)	
13:40 ~ 14:00	休憩	
14:10 ~ 14:50	専門検査(II)	受検区分が特別支援学校教諭(併願者を含む。)の受検者(選考区分等により免除となる者を除く。)

ウ 工業・水産特別選考

時間	内容	備考
9:30 ~ 10:10	受付(入室)	第1次検査免除者又は令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格者を除く。
10:20 ~ 10:30	検査上の注意・連絡	
10:40 ~ 11:40	教養検査(一般・教職)	

エ セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)

時間	内容	備考
11:40 ~ 12:10	受付(入室)	
12:20 ~ 12:30	検査上の注意・連絡	
12:40 ~ 13:40	論文検査	

(2) 第2次検査

ア 令和6年(2024年)8月2日(金)

時間	内容	備考
9:00 ~	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

イ 令和6年(2024年)8月3日(土)

時間	内容	備考
8:00 ~ 8:40	受付(入室)	※社会人特別選考受検者(教育職員免許状非取得者)は「教科等指導法検査」に代えて「論文検査」を実施 ※登録辞退者等特別選考受検者は「面接検査」のみ実施 ※セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)受検者は「適性検査」及び「面接検査」のみ実施
8:40 ~ 9:00	検査上の注意・連絡	
9:00 ~ 9:30	適性検査	
9:50 ~ 10:50	教科等指導法検査	
11:30 ~	面接検査・実技検査	

ウ 令和6年(2024年)8月4日(日)

時間	内容	備考
9:00 ~	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

(注) 1 第2次検査の受検日は、原則2日間となります。指定された日程の変更は認めません。

2 出願状況により、日程及び会場を変更する場合があります。

遅刻・欠席の取扱い

ア 遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 検査を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

その他

ア 第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考、社会人特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、退職教員特別選考及び教職大学院修了者特別選考の受検者並びに第1次検査免除者について実施します。

イ 指定された検査日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

9 書類提出先及び第1次検査会場

(1) 書類提出先及び第1次検査会場

受検地	選考区分・受検区分	書類提出先	第1次検査会場及び所在地
	・小学校教諭 ・中学校教諭 ・特別支援学校教諭 ・養護教諭 ・栄養教諭	北海道教育庁石狩教育局 〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階 TEL 011-204-5871	・小学校 ・高等学校教諭 ・特別選考受検者(第1次検査が全て免除となる者を除く。) 北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)

札幌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別選考 (注3参照)</li> <li>・第1次検査免除者 (注3参照)</li> </ul>	北海道教育庁教職員局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 TEL 011-204-5726	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養教諭</li> </ul> 北海道札幌月寒高等学校 札幌市豊平区月寒東1条3丁目1-1 (地下鉄東豊線月寒中央駅0.8km)
函館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・中学校教諭</li> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養教諭</li> <li>・特別選考 (注3参照)</li> </ul>	北海道教育庁渡島教育局 〒041-8557 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9580	北海道函館工業高等学校 函館市川原町5-13 (JR函館駅4.8km)
岩見沢		北海道教育庁空知教育局 〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0133	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
旭川		北海道教育庁上川教育局 〒079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 TEL 0166-46-4946	北海道旭川南高等学校 旭川市緑ヶ丘東3条3丁目1-1 (JR旭川駅6.4km)
釧路		北海道教育庁釧路教育局 〒085-0835 釧路市浦見2丁目1-1 TEL 0154-43-9273	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
東京		北海道教育庁教職員局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 TEL 011-204-5726	未定(決定次第、北海道教育委員会のホームページにて公表します。)
大阪			

- (注) 1 第1次検査の志願状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合があります。検査会場は、受検票に記載してお知らせしますので注意してください。
- 2 併願者の検査会場は、原則として第1希望の受検区分による会場となりますが、出願状況により変更する場合がありますので、受検票を確認し、誤りのないようにしてください。
- 3 特別選考の出願者、第1次検査免除者及び小学校教員資格認定試験受験による免除者については、受検地にかかわらず、出願書類を北海道教育庁教職員局教職員課へ提出してください。

(2) 第2次検査会場(予定)

受検地	選考区分・受検区分	第2次検査会場及び所在地
札幌・岩見沢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・中学校教諭 (注3参照)</li> <li>・高等学校教諭 (注3参照)</li> <li>・特別支援学校教諭 (注3参照)</li> <li>・養護教諭</li> </ul>	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
		北海道札幌西高等学校 札幌市中央区宮の森4条8丁目1 (地下鉄東西線西28丁目駅1.3km)
		北海道江別高等学校 江別市上江別444番地の1 (JR高砂駅0.7km)
		北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
		北海道函館中部高等学校

函 館	・ 栄養教諭	函館市時任町11-3 (JR函館駅2.3km)
旭 川	・ 特別選考 (注3参照)	北海道旭川東高等学校 旭川市6条通11丁目 (JR旭川駅1.2km)
釧 路		北海道釧路工業高等学校(音楽実技検査を除く) 釧路市鶴ヶ岱3丁目5-1 (JR釧路駅3.8km) 北海道釧路湖陵高等学校(音楽実技検査) 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km) ※北海道釧路工業高等学校と隣接

(注) 1 第2次検査会場は、Webエントリー時に入力された受検地の希望を考慮し決定します。受検者数によっては、第1希望の検査会場とならない場合もあります。

2 第2次検査会場は、第2次検査受検票で検査会場を指定しますので、送付された受検票を必ず確認し、誤りのないようにしてください。

3 受検区分及び受検教科が、中学校教諭(体育)、高等学校教諭(体育)、特別支援学校中学部(体育)又は特別支援学校高等部(体育)の受検者の第2次検査受検地は、札幌・岩見沢となります。

10 出願の手続

(1) 出願方法

出願の手続は、「①Webエントリー」及び「②出願書類郵送」の両方を行うことで完了となります。

①Webエントリー	北海道教育委員会Webサイト内の「教職員局教職員課のホームページ」からエントリーサイトにアクセスして、必要情報を入力し、送信してください。
②出願書類郵送	願書及びエントリーシートをともに印刷し、所定の事項を自筆で記入した上、願書に写真を貼付し、添付書類とともに、簡易書留で郵送してください。持参提出は受け付けません。

【提出書類】

選考区分等	提出書類	注 意 事 項
出願者全員	エントリーシート	・「令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査エントリーシート、願書作成等について」に従って作成し、提出してください。
	願書	・願書に貼付する写真は、後日、同じ写真を第1次検査及び第2次検査の受検票に貼付する必要があるため、注意してください。
一般選考(地域枠)	レポート	・課題、様式等を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして作成の上、提出してください。
障がい者特別選考	身体障害者手帳等の写し	・写しを提出するとともに、 <u>第1次検査時に手帳等の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u>
スポーツ・芸術特別選考	新聞記事、表彰状等の写し	・Webエントリー時に「学校における教育実習以外の体験実習～」の設問で顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を入力の上、その証明になる新聞記事や表彰状の写しに加え、団体競技については、表彰された競技の出場メンバーやその役割が分かる名簿等の写しを提出してください。 ・当該選考の受検者として <u>第1次検査を免除された者は、第2次検査時に当該資料の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u>
	証明機関の発行	

上記以外の添付書類	工業・水産特別選考	する資格証明書(開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は商船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格を証明できる書類の写しを提出した場合は、<u>第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> </ul>
	社会人特別選考	①証明機関の発行する資格(技能)証明書(開封無効)又は資格(技能)を証明できる書類の写し ②職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>①の書類の写しを提出した場合は、<u>第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u></li> <li>実務経験年数を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。</li> <li>社会人、実務経験者、専門家としての実務経験内容・期間・資格(技能)取得状況等はWebエントリー時に「資格や特技等」及び「職歴」の設問で入力してください。</li> </ul>
	現職教員特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。</li> </ul>
	登録辞退者等特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録又は採用辞退後の職歴を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。</li> </ul>
	期限付教員特別選考	職歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出してください(期限付教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。)</li> </ul>
	教職大学院修了者特別選考	大学の発行する証明書(修了証明書又は在学証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職大学院修了者は修了証明書を、教職大学院在学者は在学証明書を提出してください。</li> </ul>
	セカンドキャリア特別選考	職歴証明書又は、青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等での職歴を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。</li> <li>青年海外協力隊の隊員としての派遣実績を有する者は、青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書を提出してください。</li> <li>※「7 第1次検査の加点」(4)青年海外協力隊派遣に関する加点と併せて申請する場合、証明書類は1部で可。</li> </ul>
	第1次検査免除者	前年度の教員採用候補者選考検査結果通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度(2023年度)に実施した令和6年度(2024年度)北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。</li> </ul>
	資格等による免除申請者	①資格等による免除申請書 ②「6 資格等による免除措置」の「提出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください(令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考のための特別検査(教養検査)合格による免除申請者を除く。)</li> </ul>

	類」欄に掲げる書類の原本又は写し	・①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。
第1次検査の加点申請者	①加点申請書 ②「7 第1次検査の加点」の「提出書類」欄に掲げる書類の原本又は写し	・①及び②を提出してください。 ・①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。

(注) 第1次検査の全てを免除される者のうち、第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は、「6 資格等による免除措置」に掲げる書類を提出してください。

(2) 出願受付期間

出願方法	出願受付期間	備 考
Webエントリー及び出願書類郵送(簡易書留)	令和6年(2024年)4月8日(月)から 令和6年(2024年)5月2日(木)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webエントリーの送信期限 令和6年(2024年)5月2日(木)17時【17時までに正常に受信したもののみ有効】</li> <li>出願書類の提出期限 令和6年(2024年)5月2日(木)【消印有効】</li> </ul>

(注) 1 提出出願書類に不備があるものや、受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

2 書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

「9(1) 書類提出先及び第1次検査会場」に記載の書類提出先へ簡易書留で郵送してください。

(4) 受検票の交付等

第1次検査受検票は、令和6年(2024年)6月6日(木)頃に到着するようWebエントリーの利用者登録(ID取得)を行ったメールアドレスへ送信します。受検票を添付したメールの受信が確認できない場合は書類の提出先に問い合わせてください。

なお、第1次検査受検票は次の通知を兼ねます。

ア 一般選考(地域枠)出願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。

イ 第1次検査免除者については、当該免除の可否に関する確認結果通知を兼ねます。

ウ スポーツ・芸術特別選考、工業・水産特別選考、社会人特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、退職教員特別選考、教職大学院修了者特別選考及びセカンドキャリア特別選考の出願者については、特別選考の受検資格の有無に関する結果通知を兼ねます。

また、第2次検査受検票は、第1次検査の結果通知日(令和6年(2024年)7月19日(金))に、受検者へ発送します。

(5) その他

ア 障がいがある方については、障がい者特別選考の出願者に限らず、点字や拡大文字、手話通訳による受検など、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。検査会場において配慮を必要とする方は、Webエントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、出願時に書類の提出先に連絡してください。

イ 書類に入力・記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北海道条例第33号)、個人情報の保護に関する法律の施行に関する教育委員会規則(令和5年北海道教育委員会規則第9号)及び教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)に基づき適切に管理し、令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査、当該選考検査実施に関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には

使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

11 当日の携行品及び留意事項

選考区分・受検区分等		持参するもの
第1次検査	受検者全員	第1次検査受検票、筆記用具(マークシート用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋
	高等学校教諭 農業(生産・環境) 特別支援学校教諭高等部 農業(生産)	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のものに限る。) ※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
	高等学校教諭 商業 特別支援学校教諭高等部 商業	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のものに限る。)又はそろばん ※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
第2次検査	受検者全員	第2次検査受検票、筆記用具(適性検査及び教科等指導法検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋
	中学校教諭 保健体育 高等学校教諭 保健体育 特別支援学校教諭中学部・高等部 保健体育	運動着(右胸部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、運動靴、柔道着(右胸部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。)、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類(受検番号及び氏名を明記すること。)
	中学校教諭 美術 特別支援学校教諭中学部 美術	B~4Bの鉛筆数本
	中学校教諭 技術 特別支援学校教諭中学部 技術	定規

(注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。

2 ゴミは、各自で持ち帰ってください。

3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク、自転車等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。

4 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎(タクシーを含む。)のための路上駐車は迷惑となるので、厳禁とします。

5 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。

6 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

12 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

ア 第1次検査の合格者については、令和6年(2024年)7月19日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、第1次検査の結果通知については、同日に合格者へ発送します。

イ 採用候補者名簿に登録する者については、令和6年(2024年)9月27日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、第2次検査の結果通知については、同日に登録者へ発送します。

ウ 検査を欠席した場合は、合否判定の対象となりません。

エ 出願後、採用候補者名簿に登録するまでの間に受検資格を欠いていることが判明した場合は、選考の対象となりません。

オ 第1次検査に合格し、登録とらなかった者で、一定水準の成績を取得した場合には、令和7年度(2025年度)に実施する「令和8年度(2026年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」で同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)で受検する場合に限り、第1次検査を免除します。

(2) 選考結果の情報提供・開示請求

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、選考結果の情報提供・開示請求をすることができます。

詳細については、各検査ごとにホームページでお知らせします。

13 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

選考の合格者は北海道の採用候補者名簿に登録します。ただし、高等学校教諭は北海道と札幌市が共同で登録します。

ア 期限付教員特別選考の登録に当たっては、各検査評価、北海道学校職員人事評価制度による令和5年度(2023年度)に係る能力評価又は勤務状況等証明書及び令和6年度(2024年度)に勤務実績がある学校の校長の意見書に基づき、総合的に判断します。

なお、受検者が勤務先の校長及び市町村教育委員会に能力評価や意見書等の提出を求める必要はありません。

イ 高等学校の一部の教(科目)及び特別支援学校の中学部、高等部についての登録は、受検区分にかかわらず次のとおりとします。

受検区分		受検教科(科目)	登録区分
高等学校教諭		地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)	地理歴史公民
		理科(物理・化学・生物・地学)	理科
		農業(生産・環境)	農業
		工業(機械・電気(電子・情報技術を含む)・建築・土木・工業化学)	工業
特別支援学校教諭	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中学部
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む))、商業、福祉	高等部

ウ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(7) 「登録A」は、令和7年(2025年)4月1日付けで採用を予定する者の登録です。

(4) 「登録B」は、令和7年(2025年)4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※ 令和6年度(2024年度)中途に欠員が生じた場合など、令和7年(2025年)3月31日以前に採用することもあります。

エ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和8年(2026年)4月1日までです。

なお、国内外の大学院に進学する場合、短期大学を卒業し国内外の大学に編入学する場合又は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊の隊員として参加する場合は、本人の申出により登録期間を原則1年間延長することができます。

工業・水産特別選考の水産(商船)の登録者については、3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和9年(2027年)4月1日まで延長することができます。ただし、登録期間内に3級海技士の資格を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

セカンドキャリア特別選考(教育職員免許状非取得者)の登録者については、教育職員免許状を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和9年(2027年)4月1日まで延長することができます。ただし、令和9年(2027年)3月31日までに登録教科の教育職員免許状を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

オ 出願した受検区分又は教科(科目)で合格とならなかった者の中から、所有免許状等により、他の区分の学校又は教科(科目)での合格とし、採用候補者名簿に登録する場合があります。

(2) 採用の方法

ア 採用は、「登録A」で登録された者、「登録B」で登録された者の順に行います。

「登録A」は、令和7年(2025年)4月1日付けの採用を予定しています。

「登録B」は、原則、令和7年(2025年)4月1日付けの採用を予定していますが、令和7年(2025年)4月2日付け以降の採用となる場合があります。

なお、「登録A」、「登録B」とも、正規教員としての採用です。

イ 受検区分又は教科(科目)等ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及び採用調整の希望の有無により、登録した区分以外の学校又は教科(科目)等に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、令和7年(2025年)1月～2月の間に、北海道が指示する健康診断を受診する必要があります(令和6年(2024年)12月中旬に受診案内を送付します)。

エ 社会人特別選考(教育職員免許状非取得者)受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

オ 教員として勤務を行うに当たっては、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。仮に、所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、採用日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。

(参考)「北海道教育委員会のホームページ」トップ→「よく見られるページ」「教員免許」→「4 再授与申請(免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許の再授与申請手続)」

カ 採用候補者名簿登録期間中に次の事項に該当する場合は、原則、名簿から削除します。

(ア) 令和7年(2025年)3月31日までに登録教科の免許状を取得できない場合や、登録教科の免許状の効力が有効でない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ウ) 受検資格を欠いていることが明らかになった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

キ 受検区分の併願者が第2希望の受検区分で登録された場合は、第2希望の学校種で採用し、原則として、当該学校種間で異動することとなりますので、併願の希望に当たっては十分留意してください。

なお、採用後、希望により他の学校種へ異動できる場合があります。

#### 14 留意事項

(1) 出願後に改姓・改名した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

(2) 書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、Webエントリー時には確実に連絡が取れる電話番号を入力してください。

(3) 教員採用候補者選考検査に関する問合せ及び連絡先は次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

北海道教育庁教職員局教職員課

TEL 011-204-5726

#### 15 給与

(1) 初任給(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

区分	小・中学校	高等学校	特別支援学校
修士	250,524	250,524	261,238
大学卒	230,988	230,988	240,874
短大卒	207,604	204,692	213,458

※ 上記の初任給は、令和6年(2024年)4月1日採用の新規学卒者のもの(予定)であり、採用時には変更になっている場合があります。

また、初任給は北海道の制度に基づき、採用前の学歴や経歴等を考慮の上、決定されます。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

なお、へき地学校等に勤務する者には、へき地手当(給料及び扶養手当の合計額の4%~25%)及びへき地手当に準ずる手当(給料及び扶養手当の合計額の4%以内)が支給されます。

#### 16 本年度の主な変更点

(1) 令和5年(2023年)12月に実施した特別検査(教養検査)合格者の第1次検査(教養検査)免除

(2) 教員免許を所有していない者を含めた社会人を対象とした特別選考(セカンドキャリア特別選考)の新設

(3) 現行の社会人特別選考の見直し

(4) 期限付教員特別選考の資格要件拡大

(5) 小学校教員資格認定試験受験者の第1次検査免除

(6) 採用候補者名簿の登録期間の延長理由の追加

(7) 検査結果通知に係る受検者負担の軽減

(8) 中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)教諭の実技検査(体育)の再開

17 過去の実施状況

北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の出願者数と登録者数の状況 ※北海道採用希望分(特別選考及び追加選考の出願者数を含む。)

区分	令和4年度(2022年度)				令和5年度(2023年度)				令和6年度(2024年度)				
	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	
小学校	609 (9)	586 (8)	428 (4)	1.4 (2.3)	650 (9)	629 (9)	483 (7)	1.3 (1.3)	677 (7)	650 (7)	426 (4)	1.6 (1.8)	
中学校	国語	89	85	37	2.4	82	77	28	2.9	94	82	50	1.9
	社会	198	95	38	5.2	187	90	20	9.4	227	97	41	5.5
	数学	109	98	48	2.3	114	72	28	4.1	135	105	38	3.6
	理科	105	86	52	2.0	88	86	51	1.7	77	72	36	2.1
	音楽	38	28	12	3.2	54	53	29	1.9	51	50	21	2.4
	美術	31	28	13	2.4	19	19	17	1.1	38	37	20	1.9
	保健体育	251	90	25	10.0	200	107	21	9.5	234	106	31	7.5
	技術	8	8	6	1.3	8	8	5	1.6	8	8	6	1.3
	家庭	21	18	9	2.3	22	21	15	1.5	17	16	9	1.9
	英語	113	92	53	2.1	91	91	40	2.3	91	86	52	1.8
小計	963 (18)	628 (17)	293 (8)	3.3 (2.3)	865 (17)	624 (17)	254 (10)	3.4 (1.7)	972 (25)	659 (24)	304 (12)	3.2 (2.1)	
高等学校	国語	70	48	12	5.8	58	48	31	1.9	58	54	32	1.8
	地理歴史	88	44	21	8.2	94	60	36	4.3	75	57	24	5.8
	公民	85	24			62	43			64	36		
	数学	102	59	13	7.8	91	73	29	3.1	79	70	47	1.7
	理科	84	57	12	7.0	69	62	34	2.0	58	52	26	2.2
	保健体育	167	52	12	13.9	135	75	26	5.2	125	81	16	7.8
	音楽	39	30	10	3.9	25	12	6	4.2	16	11	2	8.0
	英語	72	70	18	4.0	57	51	36	1.6	50	47	25	2.0
	家庭	19	19	8	2.4	15	12	3	5.0	9	7	6	1.5
	情報	20	13	3	6.7	15	6	3	5.0	10	10	7	1.4
	農業	38	33	17	2.2	22	21	6	3.7	21	19	13	1.6
	工業	24	19	10	2.4	27	27	14	1.9	23	22	13	1.8
	商業	46	12	3	15.3	38	21	5	7.6	37	25	5	7.4
	水産	1	1	1	1.0	3	2	1	3.0	4	4	3	1.3
水産(船舶)	2	2	2	1.0	-	-	-	-	1	0	0	0.0	
看護	2	2	2	1.0	1	1	1	1.0	1	1	1	1.0	
福祉	5	5	2	2.5	2	2	0	0.0	6	6	5	1.2	
小計	864	490	146	5.9	714	516	231	3.1	637	502	225	2.8	
特別支援学校	小学部	69	65	30	2.3	60	54	26	2.3	66	61	25	2.6
	中・高等部	173	149	66	2.6	142	134	98	1.4	137	132	71	1.9
	小計	242	214	96	2.5	202	188	124	1.6	203	193	124	1.6
	自立活動	1	1	0	0.0	2	2	1	2.0	4	3	1	4.0
理療	9	3	3	3.0	1	1	1	1.0	2	2	2	1.0	
計	252	218	99	2.5	205	191	126	1.6	209	198	99	2.1	
養護教諭	283	197	124	2.3	311	271	181	1.7	388	264	122	3.2	
栄養教諭	81	46	11	7.4	71	64	34	2.1	81	74	18	4.5	
合計	2,753	2,006	1,101	2.5	2,682	2,217	1,309	2.0	2,817	2,228	1,194	2.4	

※ 小学校及び中学校の( )内は地域枠で内数

※ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の「出願者」及び「1次合格者」については、一般選考における併願者を第1希望区分及び第2希望区分それぞれに重複計上。なお、「合計」は実人員。

## 北海道教育委員会告示第28号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和6年3月25日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	菅沼英明	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭2種免許状	昭61小2普第268号	昭和61年3月24日	北海道教育委員会	
中学校教諭2種免許状 (外国語(英語))	昭61中2普第1037号			
失効年月日	令和6年2月28日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ウ)該当			
氏名	羽生大志	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状 (数学)	平29中1第838号	平成30年3月15日	北海道教育委員会	
失効年月日	令和6年2月28日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号エ)該当			
氏名	本間優一	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
高等学校教諭1種免許状 (理科)	平30高1第1501号	平成31年3月25日	北海道教育委員会	
高等学校教諭専修免許状 (理科)	令2高専修第95号	令和3年3月23日		
失効年月日	令和6年3月12日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当			

